

はしもと 市議会だより



第20号

議員は公職選挙法により、**年賀状等**時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや**御祝儀等**の寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

平成22年8月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

紀北橋本エコヒルズ (橋本市の企業誘致用地)

橋本カントリークラブ

橋本市民病院

岩倉池

オーストリート彩の台

進出企業名

1. 大輪産業株式会社
2. アルバックテクノ株式会社
3. 有限会社コバタ総合研究所
4. 旭精機株式会社
5. 株式会社中井鉄工所
6. 林化成株式会社
7. 株式会社イブサイエンス
8. 株式会社三見精密
9. 豊国金属工業株式会社
10. 小川工業株式会社
11. 株式会社東研サーモテック
12. 北広ケミカル株式会社

主な内容

議案審議結果 …… 2～ 3ページ
一般質問など …… 4～17ページ
活動日誌 …… 18ページ

傍聴のご案内

議場は市役所3階です。議場傍聴席へは、市役所本庁舎の北側階段で3階へお越しください。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様相を中継しています。

6月定例会

6月7日に招集され、平成22年度各会計補正予算や条例の制定・一部改正など市長提出議案23件と、修正動議1件議員提出議案1件・請願2件を審議し、6月25日に閉会しました。

会期・日程

6月 7日	本会議（開会・議案の提案説明）	18日	総務委員会
14日	本会議（一般質問）	21日	経済建設委員会
15日	本会議（一般質問）	22日	文教厚生委員会
16日	本会議（一般質問）	25日	委員長報告 閉会
17日	本会議（議案審議）		

議案の審議結果

6月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

平成22年度各会計補正予算 8件

- ・一般会計（第2号）…………… 原案可決
- ・簡易水道事業特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・国民宿舎特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・介護保険特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計（第1号）…………… 原案可決
- ・水道事業会計（第1号）…………… 原案可決

条例の制定・一部改正 8件

- ・小学生医療費の支給に関する条例の制定…………… 原案可決
- ・乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・再開発住宅設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市立こども園条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市立こども園条例の一部改正に対する修正動議… 否 決
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正…………… 原案可決

その他 8件

- ・市道路線の認定…………… 原案可決
- ・工事請負契約の締結（3件）…………… 原案可決
- ・土地の取得…………… 原案可決
- ・土地の処分について（2件）…………… 原案可決
- ・工事の委託に係る協定の締結…………… 原案可決

議員提案 1件

- ・ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書…………… 原案可決

条例

☆小学生医療費の支給に関する条例の制定

小学生の健康の保持増進を目的として、小学校修了までの児童を対象とした医療費の支給制度を新設するものです。制度内容は、乳幼児医療費の支給に関するものと同様です。

☆乳幼児医療費の支給に関する条例及び、ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正

いずれも現行の保険給付の内容に、特別療養費及び保険外併用療養費を加え、給付期間を1年から5年に変更するものです。

☆再開発住宅設置及び管理条例の一部改正

再開発住宅の明渡請求を行う際の姿勢をより強固なものとするものです。

☆市立こども園条例の一部改正

平成23年4月1日から高野口こども園において、短時間児の3歳児保育を実施するとともに、平成24年4月1日から隅田町上兵庫地内にすみだこども園を開園するため、所要の改正を行うものです。

補正予算

6月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

☆一般会計 補正予算10億4,778万6千円を増額補正するものです。

この結果、平成22年度予算額は、265億769万4千円になります。

主な歳出項目は、総務費：1億4,772万1千円▽民生費：3億7,375万6千円▽衛生費：6,222万1千円▽農林水産業費：7,551万

3千円▽商工費：1,729万3千円▽土木費：1億7,418万5千円▽消防費：4,437万6千円▽教育費：1億5,214万円

主な歳入項目は、市税：1億6,75万8千円▽使用料及び手数料：1億518万4千円▽県支出金：7,159万2千円▽繰入金：2億8,888万2千円▽諸収入：8,367万8千円（減額）▽市債：4億9,800万円

☆特別会計 簡易水道事業：34万2千円▽国民宿舎：257万7千円▽住宅新



表彰

○中谷 晋 議員

木下市長から橋本市議会議員として、十五年地方自治の発展伸長に寄与された功績により、表彰されました。

○中上 良隆 議員

5月26日に開催された全国市議会議長会総会及び5月31日に開催された和歌山県市議会議長会総会において、正・副議長4年市政振興に努められた

功績により表彰があり、中西峰雄議長から表彰状の伝達が行われました。
(6月7日)



4月臨時会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

専決処分 5件

- ・平成21年度一般会計補正予算（第11号）…………… 承認
- ・税条例の一部改正…………… 承認
- ・都市計画税条例の一部改正…………… 承認
- ・国民健康保険税条例の一部改正…………… 承認
- ・和歌山県市町村総合事務組合同約の一部改正…………… 承認

平成22年度各会計補正予算 1件

- ・一般会計（第1号）…………… 原案可決

条例の一部改正 1件

- ・特別用途地区建築条例の一部改正…………… 原案可決

その他 7件

- ・副市長の選任（清原雅代氏）…………… 同意
- ・教育委員会委員の任命（清田信氏）…………… 同意
- ・教育委員会委員の任命（松田良夫氏）…………… 同意
- ・監査委員の選任（山本忠男氏）…………… 同意
- ・公平委員会委員の選任（北森久雄氏）…………… 同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（上野茂氏）…………… 同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（藤形好章氏）…………… 同意

各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果	
		委員会	本会議
経済建設委員会	議案第15号 市道路線の認定について (認定 柏原出塔南支線)	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	議案第9号 橋本市小学生医療費の支給に関する条例について	原案可決	原案可決
	請願第16号 細菌性髄膜炎予防のためのヒブワクチン接種助成を求める請願について	不採択	不採択
	請願第18号 「すみだこども園（仮称）」の開設について、保護者への十分な説明と合意形成を求める請願について	不採択	不採択

20人の議員が市政について質問

6月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、6月定例会は①民主クラブ②未来派クラブ③公明党議員団④刷新クラブ⑤未来21⑥日本共産党橋本市議員団⑦政和会、の順番で6月14日、15日、16日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

予防医療について



松本 健一 議員

質問 近年、

病気を未然に防ぐ予防ワクチンに対する国の任意接種が各種認められ、全国自治体でも助成する制度が始まっています。和歌山県でも御坊市では県下で初の「子宮頸がん予防ワクチン」全額助成を7月からスタートいたします。

6月議会補正予算で小学生医療費の支給、無料化が予算化されていますが、病気になるまで大丈夫ではなく、未然に防ぐ、つまり病気にさせない、ならない、命を守る予防政策こそが大切であり、重要な政策ではないでしょうか。

1年前、平成21年3月議会で、阪本議員が質疑の中で「肺炎球菌予防ワクチン」接種助成を要望されたことに対し、当時の健康福祉部長は「有効で、医療費が下がるのであれば、非常に有効な手段だと思いますので、費用の面からも慎重に検討し、勉強したい」旨のご答弁をされています。答弁からすでに1年が経過した今、いかがお考えですか。当局のご見解をお教えください。

答弁

予防接種は、予防接種法第1条に定められているように『伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、公衆衛生の

向上及び増進に寄与する』ことを目的に実施しています。現在、国の方では従来の予防接種以外の肺炎球菌等も議論されています。

県下では、すさみ町、北山村、白浜町、古座川町が、75歳以上に高齢者肺炎球菌ワクチンを一部又は全額公費で助成しております。また、子宮頸がんワクチンは、御坊市のみ小学校6年生の女子に無料で接種しています。

命を守るための疾病予防は重要な施策であることは言うまでもありませんが、現在のところ、国の方向性が出ていない段階で肺炎球菌ワクチンの予防接種を市において単独で実施することは困難と考えています。

ヒブ・子宮頸がんワクチンについては、検討していくべき課題が多く残されています。

以上のことから、予防接種に対する国の考え方も変わってきておりますので、本市としても、もう少し国の動きを見極めつつ対応してまいりたいと考えております。

他の質問

自治基本条例について
▽幼保一元化5ヵ年計画と三石保育園の公設民営化について

区長制度について



瀧 洋一 議員

質問 先の3

月定例会においても区長制度についてお尋ねしましたが、時間が足りずにお尋ねしきれず、また提言まで及びませんでしたので、引き続き今回もお尋ねします。

「区」というのは、権利能力なき社団であり、市の条例や規則などでも位置づけがない団体であることは、前回の質疑の中で明らかになったところでもあります。

にもかかわらず、市当局は「区長さん」と呼ばれる方に対して、多大な責任と権限を付与しているように思えてなりません。市民との協働の観点から、地域連絡員の形で正式に委嘱を行うとともに、業務についても見直す必要があると思います。市当局としてのお考えをお尋ねします。

①市と「区または自治会」の関係についてお尋ねします。

②市と「区長理事会」の関係についてお尋ねします。

③総務課の事務分掌にある「自治会に関すること」の詳細な事務についてお尋ねします。

④「区」に加入されていない世帯への広報配送業務についてお尋ねします。

⑤市道の補修などの要望が各「区」においてどのように処理されているのか、実態についての調査結果を教えてください。

⑥市当局は、「区長」「区長理事会」に対して、市政について施策の協議機関や調整機関と捉えているのですか。

⑦再度、「区長の印」は、行政事務に必要とお考えですか。

⑧「区長」と選挙事務の関りの実態はどのようになっていますか。

⑨現在の「区長制度」を撤廃して、新たに市民協働の観点から地域連絡員として委嘱してはいかがかと思いますが、見解をお聞かせください。

答弁

①本市は市民協働を目指しており、より一層の住民サービスの向上のためにも両者の協力関係は大切であります。

②市内10地域の地区区長会の会長さんによる毎月の理事会開催等、市と地域の区を結ぶ重要な役割を担って頂いています。

③集会所管理運営補助金など各種補助金や委託事務、認可地縁団体に関すること、広報配布関係等々です。

④市内へ転入の際には、文書で区への加入のお願いを行っているところですが、未加入の方には広報等を各地区の公民館にも備えご案内をしております、インターネットによるネット配信も行っております。

⑤区からの要望方法は、各地区の地域性や区組織の運営方法、各区長さんの方針等により独自性があります。

⑥市政の推進においては、市民の皆様の声を聞くことも重要であり、区長さんや区長理事会でのご意見をお伺いすることも大切であると考えています。

⑦地域実情を一番ご存知である区長さんの理解と協力は、事業が円滑に推進されるために大きな役割を担っているものと考えています。

⑧投票管理者並びに投票立会人の選任の際に、区長さんから内申を頂き、選挙管理委員会で選任を行っており、内申依頼時及び投票管理者の方々の選任通知の際には、在職中その選挙区において選挙運動をしてはならない旨の周知を図っています。

⑨地域の連帯意識や活動によって築かれる区組織の役割は大切なものでもあります。まちづくりにおいて市と区は協働における互いのパートナーであると考えています。

他の質問 地上デジタル放送への完全移行に向けて



木下市長のマニフェストについて、実施時期等具体的にお尋ねします



辻本 勉 議員
質問 木下市長は、3月に行われた市長選挙において「福祉・教育のまちづくり」を基本理念として、在任中に実施すべき5つの主な公約を掲げ当選されました。市民の期待も大であり、安心な活力ある緑潤う橋本市づくりはマニフェストの実行なくして考えられません。

よって、左記事項について、実施時期及び取り組み状況等をお尋ねします。なお、実施時期の明記されたもの及び本定例会に議案として提出されている件については答弁を求めません。

①小学校6年生までの児童の医療費無料化について（議案として提出）
②コミュニティバスの増車と高齢者・障がい者のバス利用料無料化について
③こども園における3歳児からの短時間保育実施について（議案として提出）
④幼稚園の空き教室を利用した子育て支援センター設置について
⑤30人を超える小学1年生の学級に対する非常勤講師の加配について
⑥（仮称）あやの台小学校の開校につ

いて
⑦中学校給食の実施について
⑧地元企業の育成と市内産業の活性化について
⑨観光拠点を整備し、魅力ある観光地づくりについて

答弁

②平成22年度において地域公共交通総合連携計画を策定し、平成23年度からは、コミュニティバスの増車やルートの再編成を行い、併せて高齢者などの運賃の無料化基準を定めていきます。

④保育園、こども園、幼稚園、小学校、公民館等において、子育ての不安や悩み、喜びなどを語り合うことで、親の繋がりがづくりや子育て不安の解消を目的として、橋本市家庭教育支援チームと協働で「絵本を通じた親子のふれあい」「食育」「小学校への就学」などをテーマとして、今年度は、約100講座を予定しています。今後も、講座や話し合いの場づくりを通して、親子の学びを広げていきたいと考えています。また、子育て支援センターの設置については、今後、関係部局と協議しながら取り組む予定です。

⑤本年度、隅田小学校1年生の3学級が本施策に該当しており、各学級に1名ずつ、計3名の非常勤講師を加配しています。このことにより、安定した学級経営、学習習慣の定着につながっています。

⑥平成25年4月としており、建物の構造は鉄筋コンクリートとしておりますが、その他具体的な点については今後保護者、地域住民や市議会とも協議してまいります。

⑦実施することにより必要となる配食数を確保していくため、給食センターの施設を改善する必要があること、各中学校の配膳室を確保する必要があることなど、解決しなければならぬ点が多数ありますので、平成25年度を実施の目途とし、早期に調査を行い、一日でも早く実施できるように努力します。

⑧企業誘致においては16社決定しており、市内産業の活性化では、商工会議所や商工会に事業委託を行い、地域活性化に取り組みます。

⑨国民宿舎紀伊見荘の指定管理が来年3月末に終了のため、売却により民間活力の導入を検討します。また企業誘致によるホテルルートインの建築工事は来年度中に建築工事が再開されるよう要望します。さらに、やどり青少年旅行村については地域住民と観光客の交流拠点であるため、癒しの場の提供施設として新築し、来年秋には（仮称）やどり観光交流センターとして再出発する予定です。



▲（仮称）やどり観光交流センターとして、新築予定のやどり青少年旅行村

労働基準法の一部を改正する法律について



清水 信弘 議員

この度、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号）が平成20年12月12日に公布され、本年4月1日から施行されることとなりました。

改正点は

1. 時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。（中小企業については、当分の間、運用が猶予されます）
2. 割増賃金引き上げなどの努力義務が労使に課されます。（企業規

模にかかわらず適用されます）

3. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。（企業規模にかかわらず適用されます）

以上の3点であります。このうち1における改正法第37条第1項、第38条によりまずと、1カ月に60時間を超える時間外労働を行う場合、法的割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。ただし、中小企業については、当分の間、この法律の実施は猶予されます。という件と改正法第37条第3項では、割増賃金の支払いに代えた有給休暇の仕組みが導入され、事業場で労使協定を締結すれば、1の1カ月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、改正法による引き上げ分（50-25）の25%分の割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与できるとされる点について、この「長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする・・・云々」は、今時、公務員と大企業群を対象としてなされ、下位企業群との賃金格差を助長するものとして改正されたとしか私には思えませんが、その実施が橋本市役所に及ぼす影響、市当局の認識等についてお伺いします。

さい。

②1カ月に60時間を超える残業を行っている職員は、昨年度で延べ何人ですか。その職員にこの改正を適用すると、どの程度の賃金アップになりますか。また、今年どの程度のアップを見込めますか。

③中小企業群については、3年後に改めて検討するとされていますが、市の認識として、この文言は中小にはここしばらくはそのような月60時間を超える労働はない、もしくはあったとしても割り増しを払うと企業としてやっていけないからと捉えるのか。すなわちこの法律は公務員、大企業と中小以下の企業群の賃金格差を助長すると考えられませんか。

④60時間を超えた分について、25%から50%へアップした25%について、労使協定のうえ有給休暇を付与できるとされていますが、橋本市の協定はいかかなものですか。今、ほとんどの公務員の年間出勤日数は225日以下になつていると思えます。これ以上休みを取れというのはちょっとしんどいような気がしますが。

答弁

労働基準法の一部を改正する法律の施行を受け、3月議会において、改正条例をご承認いただいております。

①地方公務員にも、一部適用除外はあるものの、原則、労働基準法は適用されております。

②平成21年度該当職員は、延べ92名で、この改定を適用した場合、約77万円の時間外手当が必要となります。

また、今年度についても、権限移譲等で業務量が増大する中、時間外手当の発生は避けられないと考えますが、今後とも時間外の長時間勤務は極力抑制し、職員の健康保持に努めたいと考えています。

③中小企業の60時間超えの割増賃金制度の猶予は、事業者の経済的負担の緩和措置と考えています。また、改正の主旨は労働時間の短縮であり、その解消のための体制の見直し、新規雇用や省力化投資が求められていることから、大企業と中小企業の賃金格差助長に結びつくとは考えていません。

④地方公務員法上は、労使協定の必要なく行うことができることから、条例において既に整備済みです。

また、その趣旨は、長時間にわたり勤務を行った替わりに、身体を休め、健康を保持し、福祉を確保するための制度であり、当該休暇の取得に努めてまいります。

今こそ道徳教育を高く掲げよ

松浦 健次 議員



質問 ①私は、

現在のわが国は戦後最大の危機に直面していることを認識していま

す。
①中央政界にあつては、民主党が実現不可能と思われることをマニフェストという小道具を使って、さもできるかのように装って選挙を戦い、政権を手に入れましたが、結果は惨々たるものであります。

また、首相が毎月1,500万円、合計10億円を超える子ども手当を貰いながら「知らなかった」と強弁し、更に与党の幹事長の秘書が3人も逮捕・起訴されても「秘書が勝手にやった」と言い逃れ、常識では考えられないことが数の力を背景にまかりとおっている。

②また、社会ではバラバラ事件などの凶悪事件が頻発しており、
③更に家庭では親がわが子を虐待し死に至らしめ、あるいは重傷を負わせる事件が日常的に発生しています。

④学校ではいじめ、不登校、学級崩壊、心労を原因とする教師の長期休暇の激増等の大問題が有効な対策を出せないまま苦悩の渦の中にある。

これらの現象は天から降ったもので

も地から沸いたものでもなく、戦後の日本社会が心の問題を軽んじ、物質優先、知識優先、拝金主義という種をまき続けてきた当然の結論、必然の結果である。

②この危機的状況を打開する一方策として「道徳教育の充実」が不可欠であると考える。道徳教育とは単に復古的なそれではなく、年代を越え、時代を越えて、人として実践すべき徳目や価値を身に付けさせることであると考える。

③例えば、私たちが昨年、文教厚生委員会視察した福井県永平寺町立上志比中学校では、食事の時間は教師と生徒が次の言葉を唱和しています。

〈食前の言葉〉

一、多くのおかげを思い、感謝していただきます。
一、自分の行いを反省し、静かにいただきます。
一、元気な身体と正しい心を保つため、よくかんでいただきます。

〈食後の言葉〉

この生命をむだにすることなく、日々のつとめにはげむことを誓います。ごちそうさまでした。

④教育長に伺います。

一 地方都市からではありませんが、道徳教育の実践を通じて、混迷せる、悩める日本国を建て直すために貢献するという志ありやなしや。

⑤市長に伺います。

教育長が肯定する答弁をされた場合に全面的にバックアップされる情熱ありやなしや。

答弁

④まず教育長として向き合いたいことは、子どもの「学力」「健康や体力」「人間としての育ち」にかかわることです。

「確かな学力」「健康や体力」「豊かな人間性」、これらの資質や能力は、「生きる力」として子どもたちが、自分の将来を豊かに切りひらいていくとともに、市民として社会に参画していくための基盤となるもので、一層充実させていかなければならないと考えています。

各学校においては、道徳教育を週1時間、年間35時間の「道徳の時間」を要とし、「教育計画」のなかに学校の教育活動全体を通じて行われるよう計画されています。このように、道徳教育は、子どもの健やかな成長の根幹に位置づけられ、実践されています。

保育園やこども園、幼稚園での生活のなかでは、他の人と親しみ、支え合って生活したり、自立心を育成したりするなどの道徳性の芽生えを促す実践が大切です。小中学校では、そこで培われた道徳性を発展させ、基本的な生活習慣を確立し、ルールを守り、生命を尊重し、自信などの自尊心をもち、社会の一員としてその発展に貢献できる力などの豊かな



な人間性の育成を目指していく必要
があります。そのために、保育園や
こども園、幼稚園と小学校との連携
や小中一貫教育のなかで、子どもの
育ちを連続的にとらえ、実践を進め
ていきたいと考えます。

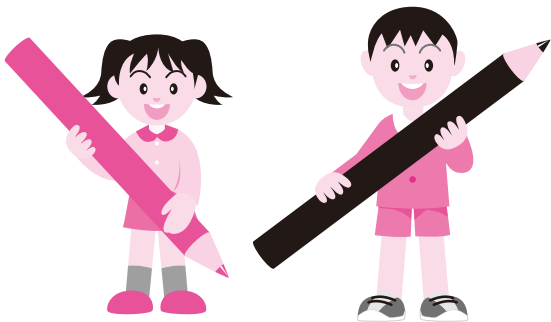
この取組は、学校だけの取組で解
決することはできません。家庭、地
域社会での取組と学校との連携が必
要です。市内には、中学校区ごとに
健全育成会があり、そこでは安心・
安全のまちづくりや子どもの健全育
成の取組が展開されています。また、
地域の課題を地域で考え、大人も
子どもも共に育ち合う地域づくり
を目指して取り組んでいる「共育
コミュニティ事業」も展開されてい
ます。公民館でも様々な体験や学習
の場が提供されています。このよう
に、様々な場で体験や学びを通して
地域で子どもの道徳性を育てていく
取組が行われていますので、親も含
め、積極的に子どもたちの参加を促
してまいります。

道徳性の育成は日々の積み上げの
中から見えてくるものです。校長会、
健全育成会等とも協議を行いながら、
各学校におかれた「道徳教育推進教
師」を中心とした研修の場を本年度
より設定し、道徳教育の充実に取り
組んでまいります。

⑤先の市長選挙において、マニフェ

ストに「福祉・教育のまちづくり」
を掲げてまいりました。道徳教育は、
豊かな心を育む教育の基盤となるも
のです。このことは、学校教育だけ
でなく、地域の皆様で子どもの健や
かな成長に関わっていただくことに
より、地域づくり、人づくりに繋が
り、ひいては、住んでよかった、住
んでみたいまちづくりへと発展させ
ることが出来るものと考えますので、
しっかりと応援してまいりたいと思
います。

他の質問 課税、徴税行政の「緩
み」をただす▽ごみ袋の費用（種類も
含む）転換が8月から行われるが、円
滑に移行するための対策は万全かを伺
います



財政健全化に対する取り組みについて



上久保 修 議員

質問 地方公

共団体の財政健
全化に関する法

律が、平成21年
4月に施行され、

1年が過ぎました。この間、昨年11月
広報で本市の判断比率が公表され、市
民の皆様にご理解をいただいていると
ころです。平成21年度の出納閉鎖も済
み、今年も決算比較が公表されると思
いますが、この1年健全化に向けてど
のように取り組んできたのか。今後の
行財政改革に向け、市民の皆様にごう
説明されようと考えているのか。対策
や提案を含め、以下の点についてお尋
ねします。

①財政健全化の5指標である比率につ
いて、どのように推移しているのか。
特に実質公債費比率の増加や将来負担
比率の増加について、どのように考え
ていますか。
②平成21年11月号広報に財政健全化判
断比率の公表や市の財政状況を一般家
庭の会計にたとえて数字を公表されま
したが、市民の皆様がどのように感じ
たと思いますか。

③市債（借金）はいくらあって、なぜ
必要なのか。また、刻々と変わる市債
残高について、市民の皆様のご理解や
市職員の意識を深めるため「借金時

計」を考えてはどうか。例えば、市庁
舎前に電光掲示板の表示や市ホーム
ページに市債残高を表示してはどうか。
（例…三重県松阪市、神奈川県藤沢市
等で実施）

④市の財政が苦しい中、抱える問題の
一つに公金収納、特に未収納問題があ
りますが、収納業務の実態や収納率を
上げるための課題について、どのよう
に考えていますか。

⑤今、全国で多くの自治体がコンビニ
収納を始めています。これは、納付者
（住民）の利便性を高めるためのもの
であり、自治体にとっても収納率アッ
プに繋がっているようです。住民サー
ビスの向上と収納率を上げるため、本
市も早急に取り組むべきと考えますが、
どのような考えをお持ちですか。

⑥公金の滞納者の実態について、地方
税・国民健康保険税・介護保険料・保
育料・住宅使用料・市民病院診察料・
学校給食費について、現在の数字と収
納率はどのようになっていますか。

⑦公金の滞納者に対する取り組みにつ
いて、まずどのようになっていますか。
一つは、滞納者に対する電話による自主
納付の呼び掛け業務として「納税コー
ルセンター」を導入してはどうか。

答弁

①実質赤字比率と連結実質
赤字比率は、赤字決算でないため数
値として表れず、比率としての増減
はありません。実質公債費比率は、

市民病院の建設に伴う起債償還額の増加により平成20年度で0.5%上昇し14.0%となりました。将来負担比率は、広域ごみ処理施設建設に伴う起債発行額の増加や公立病院特例債の発行などにより8%上昇し、173.2%となります。いずれも、市民生活に直結した事業であり、事業規模も大きいことから、それぞれの比率の上昇はやむを得ないと考えます。資金不足比率は、病院事業会計で8%減少し、前年度より9.7%に改善されているが、国民宿舎特別会計は新たに9.5%の資金不足比率を計上することになりました。

②財政状況を一般家庭の家計簿に例えるとともに、財政健全化判断比率も、前年度との対比や早期健全化及び財政再生基準の表示、県下9市の比率や用語解説を掲載することにより、財政の現状を理解していただけるものと考えます。

③全会計の市債現在高は、平成21年度末で583億8,141万2千円となり、前年度と比較すると11億4,582万9千円の減少となっています。

市債の必要性は、公共施設の整備費用を現在利用する人だけでなく、将来にわたる利用者にも負担していただくことが必要であり、かつ公平であると考えます。

「借金時計」は、市民や職員、議員にも市債の現状を理解していただくひとつの手段であると考えますが、市債現在高のすべてが、市民が負担すべき金額でなく、「借金時計」だけでは、市民の将来負担を見極めることは困難で、誤解を招くことにもなりません。このことから、「借金時計」の導入は、慎重に取り組む必要があります。

④貴重な財源を確保するため取り組むべき重要な課題であると考えています。滞納を未然に防止する方策として、

市税については、期間を定めた、職員による電話催告を行うほか、月1回の休日・夜間の納付及び納税相談を行い納入サービスの向上を行っています。

国民健康保険税については、平成21年度から専門の職員を配置し、納期終了後、未納者に対し、電話催告を行っています。

⑤手軽で時間に制限されないなど納付者の利便性は高いと認識をしています。これまでも、その導入については検討を重ねてきたところですが、本市の場合、実施に際しては課題が多く有り、特に市内部の収納システムの改修に思いのほか経費がかかることから、実施に至っていません。

今後、マルチペイメント（ATM、電話、パソコン等の多様な方法での支払）等の導入も含め、さらに研究を進めていきたいと考えています。

⑥一般会計市税につきましては、現年徴収率97.8%、滞納額5億9,934万7,288円、対前年比14.4%の減額となっています。

⑦市民負担の公平性及び財源確保の徹底を図るため、また行政への信頼確保と言う観点から、生活困窮者等に対する配慮は当然であります。支払う能力がありながら納付に誠意のない滞納者に対しては厳正に対処していきたいと考えており、その取り組みを強化しているところです。

また、市税を含む他の債務との情報交換や全庁横断的な回収対策を検討するため、本年5月には橋本市債権回収対策本部を設置しました。今後、債権回収についての具体的な方策について本対策本部を中心に検討したいと考えています。

「納税コールセンター」の設置については、検証する課題も多く、現在市で期間を定めて、市職員により実施している電話催告をより充実させていきたいと考えています。

他の質問 危機管理意識について



市営住宅の入居について

楠本 知子 議員

質問 申込み



資格として、本人と同居者の収入を合算した年間所得総額が規定の金額以内であることとありますが、その年収総額の設定について伺います。

①入居後、年収は変化しますが、どのように調査されていますか。

②滞納された場合の連帯保証人への請求について、どのように解決されているのか伺います。

③入居に伴い2名の連帯保証人をつけなければなりません。入居したくても保証人が確保できずに断念される市民の声を聞きます。公営住宅は低所得の住宅困窮者のための住宅で、どうしても保証人が見つからない人、いても保証人になってももらえない場合があります。保証人を入居の要件とするのではなく、保証人なしでも入居できる制度について伺います。

答弁

入居者の収入に関しての資格要件は、申込世帯の本人及び16歳以上の同居者の年間所得総額から同居及び扶養親族に応じて定められた額を控除し、12ヶ月で除した金額が入居収入基準以内であることとなっています。

①入居後の年収調査については、1

00%ではありません。各入居者には市営住宅入居者世帯調査票兼収入申告書を毎年7月から8月末に提出願っており、添付書類として16歳以上の世帯全員の所得証明書を提出いただいています。

この申告により各入居世帯の年間所得について把握し次年度の住宅使用料を算定しています。なお退職等急な収入の変化につきましては、入居者の申請によりその都度住宅使用料を変更しています。

②滞納者については、明渡し請求も視野に入れながら来課要請を行い、早期納付と滞納に至った事情説明を求めています。この際に、呼び出しに応じない滞納者に対し、連帯保証人に家賃滞納状況を連絡する旨を通知し、来課や納付の動機付けを行っています。その上でなお返答がない場合は、連帯保証人に直接お会いして、家賃滞納状況や連帯保証人に対しても滞納家賃の納付を求めめる場合があることを説明し、滞納者への納付指導をお願いしています。また市と滞納者との協議の場への同席や滞納者に代わり、一部の連帯保証人の方については分納により支払うとの事例もあるところです。

③現行の住宅入居手続きにおきましては連帯保証人2人の連署する請書を提出することになっています。こ

れは入居後の住宅使用料の支払いその他賃貸借契約に基づく債務を保障するための措置であり、今後も必要と考えています。

他の質問 行政の無駄ゼロへの取り組みについて▽高等学校等進学奨励金の廃止について



行政が負うごみ減量化の負担とは



岡弘悟 議員
質問 行政は、

ごみ袋の値上げ理由について、「ごみの減量化が目的であり、

増収を目的とするのではない」という主旨の答弁をされました。

確かにごみ袋の値上げにより、ごみの減量は一時的に進むと思われませんが、この手法ではあまりにも市民側にとって不公平と思われまます。結局のところ、負担のすべてが市民側であり、ごみの減量化を行っても市民負担は以前より増すことになってしまいう点が問題です。お題目が増収ではなく、ごみの減量化であるならば、行政と市民が負担を分かち合いながらごみの減量化を目指すべきではないのでしょうか。

ごみ袋の無料配布は、激変緩和措置として行うのではなく、この手法によりごみの減量化を目指すことが行政と市民一体型の取り組みではないでしょうか。ごみ袋の無料配布によるごみの減量化とは、1世帯当たりの（構成人数割り）1カ月の平均的なごみの量を割り出し、その数字よりも少ない数字（減量化目標）のごみ袋を無料配布し、足りない人には価格的に高めのごみ袋を購入していただくという手法であり、実際にいくつかの自治体を採用し、ごみの減量化に成功しています。

この手法は無料で貰えるものを購入することに抵抗を感じるという人間の心理をうまく活用しています。

目的が同じならば、市民だけに負担を負わせる手法ではなく、行政と市民が一体型の手法で行うべきではないでしょうか。よって、いくつか質問いたします。

①前年度から行われたごみ袋の無料配布の枚数については、試験的な試みでもあり、枚数を確定する明確な数字を出すことは困難と思われまますが、本年度分に対し約34%減量されていることには明確な理由があると思われまます。その減量理由をお答えください。

②昨年度のごみ袋の値上げにより増加した収益と、無料配布に伴う経費、また昨年度のごみ減量化によってもたらされた金額をお答えください。

③値上げによる手法を選択された理由と、無料配布で行うごみ減量化と値上

げによる手法を比較した場合、どの点で値上げによる手法が優れているのですか。ごみの減量化という点では、同じ目標に対し同じくらの効果を生み出すと考えまますし、実際、佐世保市（手法は少し違いますが観点は同じ）は、ごみの大幅減量に成功しています。

④行政と市民が同じ目的に向かい、ごみ減量化の問題を考え、解決していかねばならないと考えまます。それは負担という部分においても同じと思われまます。実際、値上げによる手法での行政側の負担とはなんですか。

⑤今後のごみ減量化の取り組みとは、堆肥化運動がそうであるように、行政と市民の一体型で行うべきではないのか。

答弁

①可燃ごみ袋無料支給は、既にごみ減量化への取組み世帯が、販売価格の改正により負担が増えないことを前提に全世帯を対象に一定枚数の支給を実施しており、激変緩和措置と考えています。計画では可燃ごみ無料配布は段階的に配布枚数を減らしていき、平成24年度で可燃ごみ袋無料配布は終了する予定となっておりますので、平成22年度は本来12ヶ月分を対象とするところ、3分の1に相当する4ヶ月分については対象としないものとし、平成21年と同数の可燃ごみ袋の無料支給を行うことになってまます。

②④可燃ごみ袋の販売価格改正によ

る増収は、3,788万2,500円、可燃ごみ袋無料配布にかかった経費は、無料はがき印刷代をはじめ、無料はがき郵送料や、無料はがき引換手数料（はがき一枚あたり20円の手数料を販売店に支払う）更には、ごみ袋代金等の合計で、3,655万1,730円となります。

ごみの分別区分や収集体制等も大幅に変更したので、ごみ量を単純に比較できないと考えており、ごみ処理費用の単純比較も困難な状況です。

③指定ごみ袋の販売価格を改正した理由は、国からの基本的な方針による経済的なインセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進め、一般廃棄物処理事業を循環型社会に向けてるための施策手段です。

市指定ごみ袋の販売価格の改正と佐世保市のような一定枚数無料配布を比較した場合についてですが、本市でおこなっております市民が排出量に応じて手数料を負担いただく方式（排出量単純比例型）では、制度が単純でわかりやすいことなどです。

⑤行政と市民が同じ目的に向かって廃棄物の減量化や資源化の推進するには、さらなるごみの分別徹底を進め、世代を超えたごみ分別啓発説明会や不法投棄対策等を進める必要が

あります。

なお、広域ごみ処理施設に移行するにあたり、よりリサイクルの推進、ごみ量の抑制、ごみ排出量に応じた税負担の公平性という3つの観点から、ごみ袋に関する議論を進めてまいりました。ごみ分別が多くなるといことは、当然、それに伴うコストもかかってまいります。橋本市の一般廃棄物処理基本計画の中では、ごみ処理費用の有料化を3つの観点から、推進していくことになっていきます。ただし、販売価格の改正により、ごみ減量化に取り組んでいる世帯の負担が増えることや、価格の変動の緩和を図るため、平成21年度については、全世帯を対象に、一定枚数の可燃ごみ袋の無料配付を実施することが、この計画の中に入っています。



中学校給食の格差を是正し、来年度からの全市的な実施を求め



岩田 弘彦 議員
質問 「合併における行政施策の格差は3年を目標に統一すべき」とし、上

水道・下水道料金などの市民負担については統一されました。

しかし、義務教育において、子どもたちが受ける中学校給食の格差は依然として統一されないまま、すでに5年が経過しようとしています。

市当局は、中学校給食の全市的な実施を平成25年度より計画しているようですが、合併に伴う義務教育における格差は、新たなことを始める前には正すべき優先課題と考え、来年度からの全市的な実施を求め、以下について問う。

①政務調査結果によると、平成22年度の予算ベースにおいて、中学校給食は1食当たり単価約680円（保護者負担300円＋公費負担380円）×年間180食で実施されています。中学校給食が実施されない地域の生徒は、1人当たり年間約6万8,400円（公費負担380円×180食）分の公費の恩恵を受けておらず、現計画のままではその格差が7年間（生徒1人当たり6万8,400円×7年）約4

7万8,800円）も継続されることとなります。一例で試算すると、中学校給食が実施されていない紀見東中学校区は、生徒数321人（本年度5月）を平均すると、7年間で約47万8,800円（1人当たり7年間）×321人＝約1億5,369万4,800円（格差相当分）の公費の恩恵を受けていないこととなります。

市当局は、このことについてどのように考えていますか。

②橋本学校給食センター15,000食・高野口学校給食センター12,000食（文教厚生委員会資料より）の調理能力と「橋本市推定児童生徒数並びに平成23年度市立小中学生総数5,159人」の推計値から考えて、来年度からの全市的な実施は可能と考えます。中学校給食は来年度から全的に実施していくべきではないのですか。

③格差が5年間も継続されることから、来年度から全的に実施できない場合、給食が実施されていない中学校に対して、給食における公費格差相当分【紀見東中学校6万8,400円×315人＝2,145万6,000円、紀見北中学校270人・1,846万8,000円、隅田中学校246人・1,682万6,400円、橋本中学校162人・1,108万800円、西部中学校152人・1,039万6,800円、学文路中学校126人・861万8,400円（人数は橋本市立各中学校の生徒数の推計平成23年度よ

り)に近い特別な予算措置が必要ではないのですか。各中学校は、予算縮減が続く中、子どもたちのために有効に活用できると考えます。

答弁 ①中学校給食と公費という点だけを捉えて考えますと、差が生じているのは事実であり、今後、改善していく必要があると考えます。

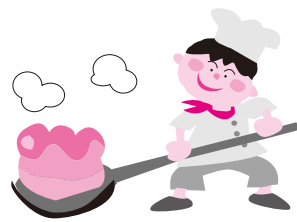
②必要配食数と最大配食能力の問題、給食センター自身の配食能力の維持・改善、受け入れ側の中学校の配膳室確保、配膳車や牛乳保冷庫、食器類等備品の調達など、解決すべき点が多数ありますが、中学校給食を望む声が大きいく、大変重要なことだと認識しています。

12番議員への答弁では、平成25年度と申し上げてはおりますが、保健福祉センターが平成24年度中の完成を目指すなか、教育委員会の体制を強化し、平成24年4月を目標として、一日も早く実施できるよう努力します。

③保護者の皆様には、食材購入費と調理にかかる燃料費を負担頂いており、市が投入している公費部分は施設の維持管理費と人件費の部分となっております。施設を整備していく上では、いろいろな条件や経緯の中で判断せざるを得ない部分があり、地域的に均等に行うことには困難性がありますが、いずれにしても、公平・公正な教育行政の実施に最大限努力いたします。

他の質問 食育並びに地産地消の推進や橋本ブランドの開発「ひねキング・プロジェクト」を踏まえ、学校給食に「ひねどりメニュー」を開発、活用してはどうですか

進や橋本ブランドの開発「ひねキング・プロジェクト」を踏まえ、学校給食に「ひねどりメニュー」を開発、活用してはどうですか



橋本市の人事評価制度について

中本 正人 議員



平成20年12月に本市でも職員の人事評価制度が施行され、具体的には

部長からの人事評価となるが、以下の点について問う。

- ①導入した目的について
- ②査定者と査定内容について
- ③人事評価制度の1年半の進捗状況について
- ④査定結果をどう活かすのか

答弁 ①導入目的は、評価という道具を使い、職員一人ひとりが市民

や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長することを旨とするので、その最大の目的は市民に信

頼される職員の育成にあります。

②現在実施している管理職を対象とした人事評価制度の評価者は、被評価者を市長部局の主幹の場合、第一評価者は課長、第二評価者は部長、最終評価者が副市長となります。また、参事・課長の場合、第一評価者は部長、最終評価者が副市長となります。最後に被評価者が部長の場合は市長が評価者となります。

評価内容は、職務知識1項目、業務能力6項目、取組姿勢6項目の計13項目について評価を行います。

③進捗状況は、平成21年度で、部長等12名、参事・課長55名、主幹51名、計118名の管理職について人事評価を行い、この評価による評価上位者及び評価下位者に対し、勤勉手当を5%増減しました。

④最後に査定結果については、本人へフィードバックし、評価者から本人への十分な説明を行うことにより、評価に対する信頼感、納得性を確保すると共に職員の長所をさらに伸ばし、短所は克服する取組ができるものと考えています。また、人事評価制度を実施したばかりであり、よりよい制度を目指し改善できるものは改善して今後の人事評価につなげてまいります。

他の質問 食物アレルギー体質児童の学校給食について

医療支援システム「ゆめコミュニティ」の推奨について

土井 裕美子 議員



質問 伊都医師会は、平成14年よりITを活用し、1人の患者の医療情報を

1つの医療機関だけでなく、その患者が受診する他の医療機関でも情報を共有できるようにし、より安全・安心で効率的な医療を提供するシステム「ゆめ病院」を展開されました。平成18年にはそのシステムが評価され総務大臣表彰を受けられています。また、平成21年12月には総務省の地域情報通信技術利活用推進交付金の補助も受けられ、現在では訪問看護センターや調剤薬局との連携も実現され、従来の「ゆめ病院」を「ゆめコミュニティ」と改名されました。

このシステムの目的は、①診療情報連携、②検体検査連携、③医療画像連携、④かかりつけ薬局連携、⑤訪問看護ステーション連携、⑥地域住民の健康増進対策の大きく6つであります。このように、住民の病歴や治療歴、血液検査結果や画像検査結果も一元化され把握できることにより、検査結果の重複をなくし医療費の削減を図ることが可能となり、また国が勧める特定健診や特定保健指導にも活用でき、生活習慣病の予防にも大いに役立つことと

期待できます。それぞれに患者（市民）が受ける恩恵も大変大きなものがあります。

また、全国的にもこのように病診、特に診診連携が進んでいるところは珍しく、画期的なシステムであるとの評価を総務省からもいただいております。本市においても全国的に誇れるものひとつであると考えます。これからの地域医療にとっても大変重要な役割を果たすことは間違いありません。そこで何点か質問いたします。

①地域の拠点病院である橋本市民病院がデータを共有することにより、より質の高い病診連携がなされ、患者（市民）にとっても恩恵があると考えますが、「ゆめコミュニティ」の理念についてどのようにお考えですか。また、データの参照のみで、現在まだシステムに登録されていない理由と今後の予定をお聞かせください。

②橋本市として、このように全国的にも誇れる地域医療システムの運用についてどのようにお考えですか。また市民に対する広報は今後どのようにされるおつもりですか。

答弁 ①その生い立ち、目的、評価そして今まで運用を続けてこられた努力を含めまして、この崇高な理念に対し敬服します。

次に、なぜ市民病院のデータがこのシステムに登録されていないのかについてですが、当時の市民病院は

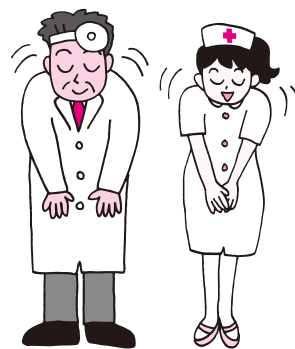
改築を控え、混乱期にあり電子カルテの構築に懸命の状況下であったことに加え、当時のシステムのセキュリティが脆弱であり、情報の漏洩が懸念されることがネックとなったと聞いています。

また市民病院として今後の予定についてですが、「ゆめコミュニティ」は昨年度に総務省より7,500万円の助成を受け、これにより諸問題が解決されました。さらに本年度は和歌山医科大学内のNPO法人が主体となり、総務省より地域ICT利活用広域連携事業として2億円の助成を受けることになりました。この事業の一環で市民病院の診療情報を「ゆめコミュニティ」に反映させたいと考えています。

②このシステムは昨年度によりよく訪問看護・調剤薬局との試験的運用が開始されたばかりであり、現在は運営基盤の安定を目指しシステム開発の予定であることから、今後の推移を見てシステムの利活用を検討すべきであると思われれます。

なお、広報の支援につきましては、医師会の意向を聞き、市単独ではなく、広域圏として対処すべきと考えています。

他の質問 子ども権利条例制定を目指して▽幼保一元化5ヵ年計画の見直しについて



下水道工事認可区域の指定を暫時解き、合併浄化槽設置補助金の支給復活を



石橋 英和 議員
質問 市内で

多くの家庭が流域下水道工事認可区域に指定されており、認可

区域内の住民には合併浄化槽を設置する際の補助金が支給されない。紀ノ川流域下水道事業が計画どおりに潤沢な予算がつか込まれ、順調に進んでおれば理にかなった措置と評価できるが、現在の進捗状況を見れば、ただ補助金を止めているだけの、もはや住民いじめの施策だと言わざるを得ない。

当面の措置として、下水道工事認可区域の指定を一度解いて、合併浄化槽の補助制度を大幅活用していかなければ、紀ノ川の水質は改善されない。

①流域下水道工事認可区域に指定されている戸数は何軒あるのか。

②合併浄化槽設置の補助金を停止している区域が流域下水道に接続できるまでに何年かかるのか。

下水道事業が事業費の大幅な削減により遅々として進んでいない状況にある以上、合併浄化槽による水質浄化にも頼らざるを得ない。

答弁 現橋本市公共下水道の事業認可は、平成20年に約1,440haの認可区域を取得しております。現在、認可区域内の約8割が整備され、未整備区域が約280haです。

橋本市浄化槽設置整備事業補助金の交付がなされない約280haの人口は、約6,700人と推定します。また、この区域内には既に合併浄化槽を設置されている家庭を除いた方々が、実質上合併浄化槽の補助金を受けられないとした場合の推定戸数は約400戸と考えています。

公共下水道の整備の進捗に関して、本市の財政健全化計画による予算の削減や他事業との関連の下水道事業を先行するなど、整備が予定より遅れている地域があります。今後、整備実施に沿った事業認可区域の見直しが早期に必要なと考えます。

なお、現在国は平成23年度に向けて「地域主権改革の推進を図るための関係法律」並びに関連する法律の改正の取組が行われています。この

法改正の一連に下水道法も含まれ、その一つの改正事項として、事業認可手続きが廃止されることで進められています。法案が成立した後は、現行の長期間に渡って制約を受けていた地域の課題は一定解消されると思われまます。この事も踏まえ現行の課題解消に取り組みます。

今後も合併浄化槽の補助制度の活用が図られ、引いては紀の川の水質改善に寄与することになると考えています。

他の質問 無駄な印刷物の配付を減らすために、市ホームページにダウンロード専用ページの増設を



新しい制度として始まった子ども手当について



井上 勝彦 議員

質問 子ども手当での支給状況と対象児童世帯への周知について

答弁 児童手当に替わり、本年4月より子ども手当で制度が始まりました。

子ども手当は、所得制限がなく、中学校修了前までの児童が対象となります。手当額は、今年度は一人当たり月額1万3,000円となります。受給対象世帯は5,190世帯、受給対象児童数は8,846名で1年分の支給総額は、13億7,997万6,000円となります。申請が必要な方については、9月30日までの申請で、4月に遡り支給されますが、10月1日以降に申請されますと、申請の翌月分よりの支給となります。広報等で周知してまいります。

高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを



阪本 久代 議員

質問 高齢者が安心して住み続けられるまちづくりをするために、高齢者の

実態について質問します。

①高齢者数、そのうち在宅者数、一人暮らし、高齢者のみの世帯数はどうなっていますか。

②老人会への加入者数、加入率はどうなっていますか。

③高齢者が生き生きと生活するための施策はどのようなものがありますか。

④橋本市において孤独死や老人虐待はありませんか。

⑤一人暮らし、高齢者のみの世帯への

見守り体制はどうなっていますか。

答弁

①平成22年3月末現在、本市の65歳以上高齢者数は、1万5,887人、そのうち在宅高齢者は、1万5,111人、施設入所者は776人です。また、一人暮らし高齢者は、民生・児童委員等の調査により、1,228人、高齢者のみの世帯数は、2,500世帯、どちらかが10歳以上の世帯は717世帯です。

②昨年4月現在、6,741人、加入率は32.4%です。

③筋力トレーニングの自主運営教室や地域ふれあいサロンなど、介護予防事業を重点事業として取り組んでいます。

④孤独死について、先日1件の事案がありました。また21年度の虐待の通報は14件、事実確認し対応したのが6件、関係機関と連携し、家族間の調整を図るなど支援しております。

⑤住み慣れた地域で在宅生活を継続していくためにも、自主防災組織や自治会、民生・児童委員などによる見守り活動、県の見守り協力員制度の活用、高齢者相談、配食サービスや乳酸菌飲料をお届けしての安否確認、老人緊急通報サービスなどを必要とする方にご利用いただけるよう、今後も制度の周知・啓発に努めてまいります。

他の質問

保育園の民営化について



真に市民の生命と健康を守る国民健康保険事業に



富岡 清彦 議員

質問 ①(1)担当部長が替わったので確認したい。国民健康保障の重要な柱であると考えますが、部長の認識を問う。

②社会保障としての国民健康保険でありながら、国民健康保険は社会保険であり、自己負担が発生する制度である。保険税を支払えないと短期保険証・資格証明書(保険証の取り上げ)が発生する制度上の欠陥があります。国民健康保険は強制保険であり、国民・市民の最後のセーフティネットとなっている。この点について問う。

③国保税を支払えない市民をどう救うか。いかにして市民が支払える国保税にするかを問う。高い国保税の最大の理由は、国が国保事業に対する負担金を大幅に削減していることにあり、これを元に戻すことを国に強く求めること。また、自治体として国保加入者の能力に応じた税額にしていく策を問

う。

(4) 収納率を上げるためにも加入者が支払える国保税に、他の保険は資産割を取っていません。このことから国保の重税感が生じていると考ええるが。

②(1) 不納欠損の関連で問う。ここ数年間の不納欠損額を具体的に問う。また基準について問う。

(2) 橋本市独自の減免制度の活用実態を問う。また、制度の充実は考えられないか。

(3) 国保税の強制徴収（預金の差押え）は何を基準に行っているのか。

答弁

①(1)(2) 国民健康保険は、社会保障制度の社会保険に含まれ、他の医療保険制度等に属さない人全てを被保険者として、国民皆保険制度としてのセーフティーネット機能という重要な使命を持っています。この国保制度（国保税、短期被保険者証等）については、法等の規程に基づき運用しています。

(3)(4) 今、国では後期高齢者医療制度廃止に伴う、国保制度改革の検討も行われているところであり、今後とも被保険者や市の費用負担の軽減について、各種協議会等を通じ国に強く要望してまいります。

②(1) 国保税の不納欠損は、地方税法の規定に基づき行っており、その額は、平成19年度5,284万5,913円、平成20年度2,062万1,664円、平成21年度1,675万

9,601円となっています。

(2) 市の条例減免は、平成19年度から21年度において23件、19件、32件と、増加傾向にあり、新設された政令減免の「倒産・解雇・雇止めなどによる離職」と同等の理由の場合、条例減免の対象となります。

(3) 滞納者に対しては、督促状を送付し、重ねて催告書などにより納税を促すとともに、事情がある場合は納付相談を促していますが、分割納付などにも至らない場合、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、滞納処分を実施しています。

他の質問

橋本小中一貫校について問う



長期にわたる地籍調査と下水道事業の進捗状況及び今後の事業見通し、そして、事業期間短縮に向けての市長の見解をお伺いします



中谷 和史 議員

質問

いずれも完成まで今後50年から60年を要すると言われ、2つの事業に

関し、1つは、高齢化が進み年々地域のことがわかりづらくなる中で、遅々として進まない地籍調査。もう一つは、税の公平・市民サービスの均一化の観点から、長期に不公平な状態が続くであろう下水道整備。それぞれの問題点は、看過できない重要な課題であります。

そこで、木下市長の新市2期目が始まり、この長期にわたる2つの事業が現状のままの推移でよしとされるのかあるいは見直しをお考えなのか、ご認識をお伺いします。

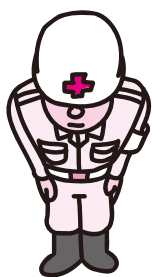
答弁

地籍調査事業につきまして、全体面積130.24km²の内、調査対象面積は127.64km²です。昭和59年度より着手し、平成21年度末で実施済面積が36.97km²となり進捗率は約30%弱となります。現在、平野部を中心として各区よりの要望に応えるべく鋭意取り組んでいます。今後、山林の境界確認が困難になる事が予想されますので平成18年度より地元施行によります民々境界杭設置を地権者の皆様方に取組んで頂いております。平成19年9月議会で平成50年完遂に向けて取組むとご答弁致しましたが、地籍調査の完遂は市民の方々の願いでもあり、一年でも早く実現出来る様取組んでまいります。

次に、橋本市公共下水道事業については、昭和58年度より事業着手し

ました。現在の進捗状況は、整備面積、供用開始人口及び残事業費も約5割の約250億円となっております。現状の整備状況、少子高齢化などまた、橋本市の財政状況を踏まえると、工事完成が今後60年以上先になると見込まれます。

今後、未整備区域で投資効率の低い地域は、公共下水道ではなく、処理水の窒素、リンの除去率の高い高度処理型合併浄化槽や、市が設置する合併浄化槽を代替え案とすることで、整備期間の短縮と市民生活の環境改善が図れることと考えています。



高野口墓地に無縁墓地と六地藏石の早期設置について

岡本 昌次 議員

質問

現在の高野口墓地は、高野口斎場が新設されたときに設置したものと

記憶しています。それ以来、旧高野口町議会で無縁墓地と六地藏石について、幾度となく提案してまいりましたが、

決議に至りませんでした。現在も墓地の募集をしていますが、未だにたくさん売れ残っています。

時代の流れとともに人口も少なくなり、若い子どもたちは親元を離れて暮らす時代です。特に中山間部の人たちは街へ街へと出てきています。そんな中、生活圏内での墓地購入を希望する方の声を聞くことが増えてきています。

しかしながら、購入にあたり高野口墓地を検討するも「実家墓地にある古い墓石を預ける無縁墓地がない」とのこと相談、問い合わせをいただいております。また、墓地の入口付近に六地藏石が設置されている墓地も多いですが、高野口墓地にはありません。

私は、高野口墓地に無縁墓地、六地藏石を設置していただくことにより、安心してこの地に新しい墓地購入を決断する方も増え、少しでも市の財政難の歯止めになるのではないかと思います。

一日でも早く無縁墓地の設置をお願いしたいのですが、市のお考えをお聞かせください。また六地藏石についてもどのようにお考えか、併せてお聞かせください。

答弁 高野口墓園には無縁墓地が設置されておりません。しかし少子高齢化の中、将来的には高野口墓園内での無縁となった遺骨をお祭りするためには必要性があると考えておりますが、他所の墓地からの受け入れ

の対象としては考えていません。

旧高野口町時に町議会を始め内部におきまして設置について慎重に検討が重ねられた結果、政教分離の原則から設置が見合わせられた経緯があります。

したがって、こうした状況から六地藏の設置については考えていません。



買い物難民について

上田 良治 議員



質問 郊外に大型スーパーなどが進出したため、地域のスーパーの閉店や商店街の衰退などで日常の買い物に困る「買い物難民」が深刻な問題となっております。社会情勢の大きな変化に伴い、

買い物弱者の支援が求められています。商品代より高いタクシー代を払って買い出しに行く独居老人、車の運転ができず家族の支援も得られずに生鮮食品などの買い物に困る高齢者、コンビニのお惣菜やインスタントラーメン、

さらには買い置きした缶詰やレトルト食品で食事を済ませるといふ食の貧困まで招いている実態であります。今後もしも著しい高齢社会を迎える地区が存在することから、買い物のみならず、生活全般にわたる深刻な問題であります。本市においても現状を調査し、支援策をとる必要があると考えますので以下の質問をいたします。

- ①本市で現状調査は行っていますか。
- ②市内循環バスの移送支援は、どのように検討されていますか。
- ③宅配サービスや移動販売を民間参入で行うことはできませんか。
- ④小規模の公設民営の買い物等ができる施設を設けてはいかがですか。
- ⑤自治体の条例で営利目的の使用は原則禁止されているが、公益性が高ければ柔軟に対応できるよう検討してはいかがですか。

答弁 ①「買い物難民」については、全国的には過疎地や大規模団地で深刻化しており、また経済産業省から「地域生活インフラを支える流通のあり方」として報告されていますが、当市の現状調査は現在のところ行っていません。

②市コミュニティバスは、公共施設や買い物等の利用者に配慮した停留所を設けています。コミュニティバス以外では、福祉有償運送サービスや介護認定を受けている高齢者の介護保険活用での買い物利用ができる

状況にあります。

- ③宅配サービスは民間でも行われていると共に、比較的公共交通が整備されている当市では、買い物物の不自由さは少ないと思われまます。また法人化された商店街組合等が商業活性化を目的とした支援事業があり、地域の自主的な取り組み支援を行っている現状にあります。
- ④公設民営の店舗設置は、本対策には不向きと考えています。
- ⑤公益性が高い場合でも、社会教育施設の営利目的の使用は、制度上の問題があり、現状では困難であると考えています。

他の質問 住宅用火災警報器の設置について▽自動体外式除細動器（AED）の点検について

橋本都市計画事業の主旨とその効果について

中谷 晋 議員



質問 ①土地区画整理事業について

- (1)事業実施の理念とその効果について
- (2)実施区域と休止区域の選別及び、その進捗について
- (3)国道24号線（紀ノ川堤防改修関連）の見直しについて
- (4)休止扱いではなく、全区域の事業の廃止について

答弁

①(1)本地区は和歌山県紀北地域の玄関口であり橋本市長期総合計画においても中心拠点と位置付けられています。そのため、幹線道路を整備し、活力ある街の再生とともに、老朽住宅が密集する市街地の細街路を解消し、都市防災機能の向上を図り、安全で快適な新しい都市の顔づくりのための都市基盤整備を行うこととしています。

(2)先行(実施)区域は4.9haで、国道24号の拡幅・歩道設置工事や御殿橋架替工事その関連での国道370号改良工事、紀の川護岸工事、古佐田橋本線新設工事等がそれぞれ計画、或いは実施されている区域です。休止区域は2.2haで事業を見直すこととしています。先行区域は、仮換地指定は約95%、使用収益開始は約24%が完了しています。都市計画道路は約13%、区画道路は約33%が完成しています。

(3)国道24号は、先行区域内で本年度から工事が一部着手される予定です。御殿橋架替工事は既に工事中です。紀の川護岸工事は平成20年度に着手され本年度も引き続き施工されます。

②平成24年度までの休止区域見直しの過程で、全区域(先行区域、休止区域以外の区画整理が計画されている区域)についても検討見直しすることとしています。



▲土地の区画整理事業に伴う、紀の川護岸工事

市長の公約について



山田 哲弥 議員

質問 平成18

年3月「旧橋本市・旧高野町」が合併し、「新橋本市」が

誕生いたしました。この間、市長は、広域ごみ処理場の完成、自動交付機の設置、コミュニティバスの運行、ごみ減量化と花いっぱい運動の展開、企業の誘致、安心・安全のための防災行政、公設民営のこども園の開設などの施策を実施されてきました。

そして、平成22年3月、市民の負託を得て、再び橋本市政を担当していただくことになりました。これは、やはり市長のこれまでの実績と、また新たな公約が評価されたものと思います。

そこで、向こう4年間の間に実施すべき下記の施策について、具体的に

答えたいと思います。

- ①保健福祉センターの建設について
- ②市道、県道、下水道の整備について
- ③市内小中学校の耐震補強工事について

④生涯学習の機会の創出を図り、一人ひとりの生きがいづくりのため、知識・技術習得の支援について

答弁

①平成24年度中の開設を目指しており、保健福祉センターに「母子健康センター」、「障がい者支援相談センター」、「障がい者就業・生活支援センター」を集約・移転し、「地域包括支援センター」を拡充し、「市民活動センター」を新たに設置するとともに、さらに「社会福祉協議会」、「ファミリーサポートセンター」、「休日急患診療所」の移転により全ての市民が利用できる施設として整備したいと考えています。

②市道整備では新設路線として、清水西畑幹線道路整備や伏原田原線整備、既設道路の改良維持修繕では、市道隠れ谷線の改良、慶賀野垂井線の舗装修繕等、さらにバリアフリー化として駅前寺脇線歩道整備などが本市で計画施行する主な道路施策です。県道又は県が所管する道路については国道371号バイパスを始め、世界遺産高野山へのアクセス道路の国道371号改良工事等の早期完成を県や関係機関に働きかけます。下水道整備では、投資効率の低い地域



▲保健福祉センターの建設予定地

議会活動日誌

(4月1日～6月30日)

★本会議

- 4.19 4月臨時議会
- 6. 7 6月定例会 開会
- 14 一般質問
- 15 一般質問
- 16 一般質問
- 17 議案審議
- 25 委員長報告 閉会

★議長会関係

- 4.20 第75回近畿市議会議長会定期総会（堺市）
- 5.13 全国自治体病院経営都市議会協議会第38回定期総会（東京）
- 26 全国市議会議長会第86回定期総会（東京）
- 31 和歌山県市議会議長会総会（田辺市）

★次の定例会は9月6日に開会（予定）

- 9. 6 本会議（提案理由説明）
- 13 本会議（一般質問）
- 14 本会議（一般質問）
- 15 本会議（一般質問）
- 16 本会議（議案審議）
- 17 総務委員会
- 21 経済建設委員会
- 22 文教厚生委員会
- 28 本会議（委員長報告）

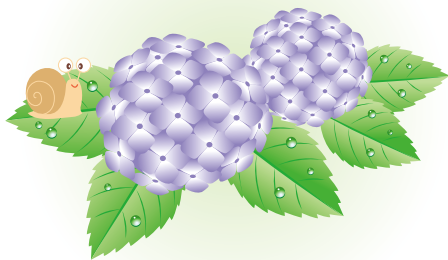
★委員会等

- 4.15 議会運営委員会
- 19 文教厚生委員会
- 26 新任議員研修会
- 5.14 経済建設委員会
- 19 文教厚生委員会
- 24 新任議員研修会
- 6. 1 議会運営委員会
- 3 文教厚生委員会
- 7 全員協議会
- 会派代表者会
- 14 議会運営委員会
- 17 議会運営委員会
- 18 総務委員会
- 21 経済建設委員会
- 22 文教厚生委員会
- 25 議会運営委員会

★来市

- 4.16 愛媛県今治市議会議員行政視察（企業誘致について）
- 5.21 京都府木津川市議会議員行政視察（行財政改革について・議員定数について）

※本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。



市議会だより第19号（5月1日発行）に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

●12ページ 一般質問のところで、楠本議員のお名前が楠本智子議員になっていました。

*正しくは、楠本知子議員です。

編集後記

この議会だよりが、皆様の手に届く頃には夏本番だと思えますが、6月議会終了後の本格的な梅雨空と雨が続きながら編集後記を書いています。私はチームの一つとして、農業分野で耕作放棄地の解消等に取組んでいます。昨年からは水田の稲作に取り組み、今年に田植えの真っ最中です。6月議会では作業が止りますので、7月の初めまで掛かりますが、「田んぼ!!」をして初めて梅雨の雨のありがたさを実感しています。市民皆様にも農業の、土いじりの楽しさをお伝えし一人でも仲間を増やし、郷土の自然を守って行きたいと思っています。前置きが長くなりましたが、6月議会も終了し今回も二十名の議員から一般質問があり、内容の豊富さ多様性が確保されている点は、県内でも特筆すべき事だと思えます。議員は、普段の生活の中で、市民皆様の市政に対する声や、要望をお伺いし、自らの政治姿勢と重ねて、議会に臨む訳ですが、出来るだけ多くの多種多様な意見を汲み上げて、市政に反映する事が必要であると考えています。経費削減の声の中で、次期改選期には、定数が22名に減りますが、その意味で、私は、一定数の議員定数を確保すべきだと考えています。

昔、「私は、声無き声を聞きたい」と言って解散した総理がいましたが、街の「声無き声」を市政に届けられた議員であり議会でありたいと日々願っています。

市議会だより編集委員会
委員 中谷 和史